

令和 7 年度「吉崎市インバウンド旅行商品広告宣伝事業支援金」概要

■事業趣旨

訪日外国人の誘客を促進するため、吉崎市へ訪日外国人観光客を送客する旅行商品にかかる広告宣伝事業に対し支援を行う。

●対象期間

令和 8 年2月28日(土)宿泊分まで

※旅行出発日の5日前までに事務局へ助成金の申請を行うこと。

●助成条件

広告宣伝事業支援金の助成については、以下の条件を満たした旅行商品とする。

- (1)外国籍を有するものを対象とするもの。
- (2)1 回の送客人数が 2 名以上であること。※添乗員、ツアーガイドは含まない。
- (3)吉崎市内宿泊施設に1泊以上する旅行商品であること。(上限3泊以内)
- (4)日本国内の銀行口座を保有する海外旅行会社または、旅行業法登録をしている日本国内に営業所を置く旅行会社とする。

※なお、同一の旅行商品について、支援を受けることができる旅行会社は、1社に限る。

●助成金額

幼児を除く小人以上を対象に1人泊あたり 2,000 円(消費税込)を助成します。

●助成限度(※助成限度額に達し次第終了予定)

2,000,000 円(2,000 円×1,000 名)

■注意事項

- ①しま旅滞在促進事業等との併用は可能です。
- ②教育旅行は対象外となります。
- ③吉崎市が行う他の誘致事業と併用しないこと。
- ④予算内で実施するため、申請通り支援できない場合があります。

* 交付決定額通知後に、支援事業者が実施計画の変更する場合は、変更申請書(様式第 3 号)及び変更実施計画書<別記 2>をメールにてご提出ください。

■申請書・実績報告書の提出先

受付窓口:吉崎市観光連盟にメールにてご提出ください

welcomeiki@ikikankou.com

■お問い合わせ(受付窓口) 吉崎市の観光情報に関するお問合せ

一般社団法人吉崎市観光連盟 (担当)富田・長岡・茂・徳永

TEL. 0920-47-3700 FAX. 0920-47-5302 <https://www.ikikankou.com/>

壱岐市インバウンド旅行商品広告宣伝事業支援金

申請～支援までの流れ

旅行会社様

壱岐市観光連盟

①申請（様式1）

申請書（様式1）とチラシ・広告・ツアー行程表等をツアー出発日5営業日前までにお送りください。

②決定通知（様式2）

申請を受理後、支援金額を決定します。
壱岐市より交付決定通知を送付します。

③実績報告書（様式5）

対象事業の完了後、又は毎月事業実施後、10日以内にお送りください。

⑤確定通知（様式6）

実績報告書を受理後、支援金額を確定します。
壱岐市より交付確定通知を送付します。

⑥請求（様式7）

壱岐市に請求書を提出

⑦お支払い

壱岐市から指定の口座に振込

④宿泊確認

壱岐市観光連盟

宿泊施設